

指定管理者候補者の選定結果

長久手市では、公の施設の設置目的をより効果的・効率的に達成するため、平成18年度から指定管理者制度を導入しています。

下記の施設について、令和7年10月22日に長久手市指定管理者選定委員会を開催し、次とおり指定管理者の候補者を選定しました。

今後、市議会での議決を経て指定管理者に指定する予定です。

施設名	指定管理者（候補者）	指定期間（予定）
長久手市高齢者生きがいセンター	名 称 公益社団法人長久手市シルバー人材センター 所在地 愛知県長久手市岩作城の内98番地 長久手市高齢者生きがいセンター内	5年間 令和8年4月1日～ 令和13年3月31日

※候補者の指定管理者選定委員会での評価結果は、別表のとおり

指定管理者選定委員会評価結果 (長久手市高齢者生きがいセンター)

選定基準番号	選定基準	審査項目	配点(点)	平均点(点)
				公益社団法人 長久手市シルバー人 材センター
1	住民の平等な利用を確保することができる。	住民の施設の平等な利用の確保	10	8.42
2	関係する法令、条例及び規則の規定を遵守し、適正な管理運営を行うことができる。	適正な管理運営	10	7.33
3	施設の設置の目的を効果的に達成し、効率的な管理運営ができる。	設置目的の効果的な達成	25	18.75
		効率的な管理運営	15	10.63
4	指定管理業務を安定して行う物的及び人的能力を有していること。	物的能力	10	7.25
		人的能力	15	10.75
		その他の能力	10	7.50
5	指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができる。	個人情報保護、情報公開	5	3.88
計			100	74.51